

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。(以下「施行令」という。))第167条の6第1項、会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号。以下「財務規則」という。))及び自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札(以下「入札」という。))の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。))が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置場所貸付(施設ユニット②)
- (2) 貸付場所 ①会津若松市上下水道局
(所在地：会津若松市神指町大字黒川字石上33番2)
②会津若松市下水浄化工場
(所在地：会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂99)
- (3) 貸付面積及び設置台数等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日(5年間)

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、次項に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までに会津若松市から入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でないこと又は会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年会津若松市告示第90号)第2条第7号の規定に該当しないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において2年以上継続した管理・運営の実績を有していること。
- (6) 市の区域内に本社、本店、支店若しくは営業所を登録する法人又は住所を有する個人であること。

3 入札参加資格の確認

入札者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、(1)に定める提出書類を、令和7年2月7日(金)午後5時15分までに4(3)に定める場所に持参すること。

なお、必要に応じて(1)に定めるもの以外の書類の提出又は説明を求めることがあります。

(1) 提出書類

- ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式)
- ② ①の申請書に示す添付書類
- ③ 委任状(市の区域外に本社、本店を有する場合で、その本社、本店から入札書の提出等を委任された市内の支店、営業所が申請する場合)
- ④ 入札に参加することに支障がないことを証明する書類(会社更生手続又は民事再生

手続の開始の決定を受けた者である場合)

- ⑤ 市の区域内に本社、本店、支店若しくは営業所を有することを証明する書類(登録事項証明書では証明できない場合)

- (2) (1)の書類を提出した者に対しては、入札参加資格の有無について制限付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)を郵送する。

入札参加資格がないと通知された者は、通知を受けた日から起算して3日以内(土、日、祝日を除く。)に書面をもって説明を求めることができる。この場合、会津若松市は、説明を求められた日から起算して6日以内(土、日、祝日を除く。)に書面をもって回答する。

- (3) (1)の②から⑤までの提出書類については、他の入札で事前に提出している場合は省略することができる。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

①場所 会津若松市役所、北会津支所、河東支所及び湊、大戸、北、南、一箕、東の各市民センターの掲示板

②期間 令和7年1月6日(月)から令和7年2月7日(金)まで

- (2) 契約条項等を交付する場所及び期間

①場所 会津若松市総務課

②期間 令和7年1月6日(月)から令和7年2月7日(金)まで

- (3) 入札の参加申込場所及び期間

①場所 会津若松市総務課

②期間 令和7年1月21日(火)から令和7年2月7日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

- (4) 入札説明書等に対する質問及び回答

①受付期間 令和7年1月21日(火)から令和7年2月7日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

②提出方法 制限付一般競争入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を持参するかファクシミリにより送付すること。なお、ファクシミリの場合には、確認のため送信後に必ず電話連絡すること。

③質問に対する回答 全ての質問事項及び回答をまとめ、会津若松市のホームページに掲載する。(掲載予定日 令和7年2月20日(木))

- (5) 入札、開札の日時及び場所

①日時 令和7年3月7日(金) 午後3時20分より

②場所 会津若松市役所追手町第二庁舎2階 第4会議室

- (6) 問合せ先

郵便番号 965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号

会津若松市総務部総務課

電話番号 0242-39-1211

ファクシミリ 0242-39-1410

電子メール somu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要とする事項を記載し、4(5)に示す日時及び場所へ持参すること。

- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (3) 代理人が入札書を持参する場合は、入札書に委任状(第6号様式)を添付しなければ

ならない。この際、委任状に記入する委任日は令和7年3月7日とすること。

- (4) 入札書には、入札者の氏名、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。また、代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

- (5) 入札書に記入する入札日は令和7年3月7日とすること。

6 入札書記載金額

- (1) 入札金額は、仕様書に定める貸付期間中の総額を記入すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 財務規則121条第1項第1号及び第2号（※別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 開札等

- (1) 開札は、4（5）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札者は開札に先立ち、市が発行する入札保証金に関する領収書の確認を受けるものとする。（7（2）の規定により入札保証金の納付を免除された場合を除く。）
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、随意契約に移行するものとする。その場合には見積り合わせを実施する。

9 入札者に要求される事項

入札者は、入札日の前日までに提出した書類に関し、市から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人にすることができない。
- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札において、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督若しくは検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約をしなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え、又は撤回することができない。

11 入札の取りやめ等

入札が連合（談合）し、又は不穏の行動をなすなどの場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又は入札金額の 100 分の 5 に満たない入札保証金を納付した者の入札（7 (2) の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合を除く。）
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 入札金額を訂正している入札
- (7) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札を行った入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 市が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札書を提出した者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該落札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がない場合、又は再度の入札に付しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。随意契約による場合の見積書の提出については、別に指示する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 財務規則第 105 条第 1 項各号（※別記 2）に該当する場合は、契約保証金の全部又

は一部の納付を免除する。

15 契約書等の作成等

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は、契約書に記名押印し、貸付場所を管理する者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行う。なお、契約は、入札書に記載された名義で行う。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が (2) に定める期日内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

16 貸付料の納付

市が発行する納入通知書により、各年度ごとに一括して納付すること。

17 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (2) 貸付場所は別紙位置図のとおりであるが、入札者において貸付場所を事前に確認すること。なお、貸付場所の確認に際しては、4 (6) に定める問合わせ先に事前に連絡して訪問すること。

財務規則（抜粋）

※別記 1 （入札保証金の減免）

第 121 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次の各号の一に該当する場合又は市長が特に認める場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき

(3) (略)

2 及び 3 (略)

※別記 2 （契約保証金の減免）

第 105 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。以下この項において同じ。)、地方公共団体、公益法人又は市長がこれらに準ずると認める法人若しくは団体であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去 2 年間(契約期間が複数年度にわたる契約(以下「複数年契約」という。))にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の 2 倍の期間を遡った期間)に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(5) 契約金額が 100 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(工事等の請負契約を締結する場合を除く。)

(6) ～ (11) (略)

2 (略)